

平成14年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[不正競争防止法・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律]

1. 不正競争防止法第2条第1項第3号による商品形態の保護期間につき、争点となりうる問題（その立証責任を含めて）を論じなさい。

【25点】

2. 特許ライセンス契約を結ぶ際、ライセンサーがライセンシーに対して、「ライセンシーが当該特許技術を使って製造した製品を売る際の、販売地域を限定する」という行為をすることは、独占禁止法に違反するか。独占禁止法第21条（旧第23条）にも触れながら、推論の過程を述べよ。

【25点】

論点 [不正競争防止法・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律]

- 1 . 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 3 号は、その括弧書において、模倣から保護される商品について「最初に販売された日から起算して三年を経過したものを除く」と規定している。本問は、この文言による商品形態の保護期間の制限についての理解を問う。
 - (1) 保護期間の制限の趣旨、「三年」とされた理由
 - (2) 「最初に販売された」の意味
 - ・ 利益を得る目的をもってする有償譲渡に限るか、あるいは見本市や展示会での商品見本の展示も含むか
 - ・ 既に販売されている商品に変更が加えられた商品の場合
 - ・ 国内における販売に限るか、あるいは外国における販売も含むか
 - (3) 「最初に販売された日」以前の保護
 - (4) 立証責任

- 2 . 知的財産権ライセンス契約による競争阻害への独占禁止法の対応ぶりにつき、同 2 1 条の解釈も含めて、その理解を問う。
 - (1) 販売地域拘束による公正競争阻害性の具体的判断基準
 - (2) 独禁法 2 1 条の「権利の行使と認められる行為」の解釈
 - (3) 競争を阻害する程度と、特許権者の利益を高める必要性との比較考量